

● 概要

- 「JCMエコリース事業」は、これまでの設備(モノ)に対する補助ではなく、リース業に対する補助を通じて、より効率的に脱炭素技術等の普及・展開を図る。
- 日本国法人のリース企業が代表事業者となり、事業の実施責任を負う。

● 特徴

- MRVについては、法定耐用年数ではなく、リース期間(ただし、少なくとも5年以上)とする。
- 補助費用は一律10%とする。その国の金利相当に近い。
- 費用対効果(※)の基準は従来の設備補助事業と同じとする。

※ 「補助金額÷導入する設備の法定耐用年数期間中の温室効果ガス削減総量(CO₂換算)
＝温室効果ガス 1トン(CO₂換算)の削減にかかる補助金額」

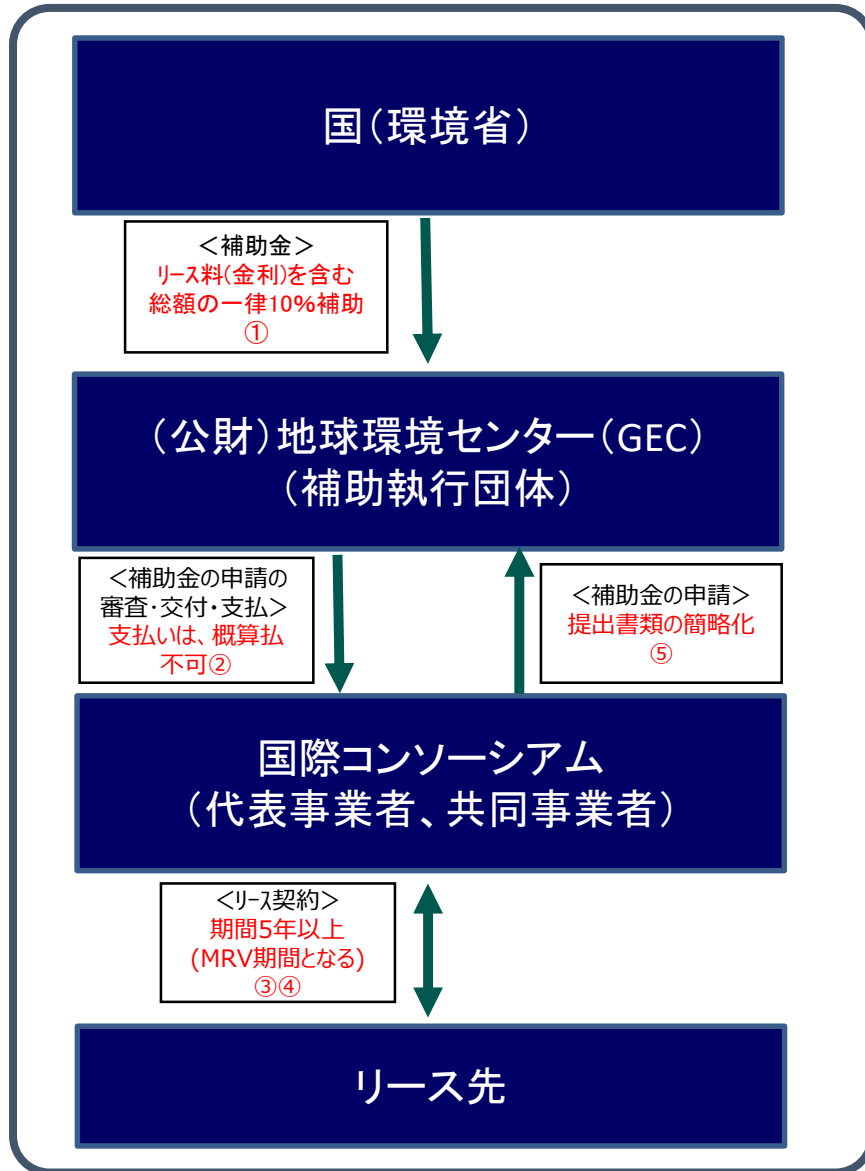
<JCMエコリース事業の概要(従来の設備補助事業との対比)>

項目	JCMエコリース事業	従来の設備補助事業
補助金額	3カ年で総額5億円以下を目安	1件当たり3カ年で20億円以下を目安
事業形態	リース	特に制限なし(リースも可)
補助率	リース料(金利を含む)総額の10%	補助対象経費の50%以下
補助対象経費	リース料のうち設備費相当分とそれに伴うリース金利のみ	設備費、工事費、事務費
補助対象技術分野	原則として、JCM承認済み方法論 あるいは、JCM提案済み方法論がある技術分野	優れた低炭素・脱炭素技術
補助対象機器・設備	これまでのJCM設備補助事業の採択実績等を勘案しGECが適当と認めたもの	CO2削減に直接寄与するもの
リース期間	5年以上	リースの場合も特に制限なし(法定耐用年数の期間、所有権がコンソーシアム内にあること)
MRV期間	リース期間と同じ	法定耐用年数の期間
補助金支払い	事業完了後GECによる確定検査後に精算払い。 概算払いは行わない。	必要に応じて概算払いも可
リース事業の 関連書類の提出	応募時にリース契約書(案)及びリース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(リース料算出内訳)の提出が必要	リースの場合のみ同左
提出書類の簡素化	経理状況資料の提出は代表事業者のみ(共同事業者の提出は不要)	代表事業者と共同事業者の経理状況資料の提出が必要

JCMプロジェクト補助事業（JCMエコリース事業）



JCMエコリース事業スキーム図



- 「JCMエコリース事業」は、リース業に対する補助
- 3か年で約90億円のうち、最大約5億円

＜設備への補助との主な違い＞

- 補助金の補助対象__①
- 補助金支払い(概算払い不可)__②
- リース期間(従来の場合、制限なし)__③
- MRV期間(リース期間と同様)__④
- 提出書類の簡略化
(経理状況資料の提出は代表事業者のみ)__⑤

＜JCMエコリース対象事業の例＞

- 太陽光パネル
- 高効率空調
- 高効率ボイラー
- 高効率冷凍冷蔵庫